

事業及び対象技術分野に関する要望・意見について

1. 意見募集の概要

- より効果的な制度の構築に向けた検討を行うことを目的として、事業に関する意見募集を実施した。
- 意見内容は、実証試験結果の活用方法、実証試験方法、実証メリット等についての提案、要望、意見等であり、当該技術分野のみならず、事業全般に対するコメントも含む。
- 意見募集方法として、実証試験関係者に対してアンケートを実施した。その結果、以下に示す計 4 件から意見を得た。
 - 実証申請者（技術の製造・販売者） 4 件

2. 実証申請者からの要望・意見の概要

(1) 昨年度実証試験結果の活用方法について

① 第三者機関による製品の性能評価について

ベンダーが独自に実施してこなかった試験を実施できたことに対して、好意的な意見が得られた。特に今回の試験結果を、製品改善に活用するという意見が多数得られた。

- これまでに顧客より現場試験の結果が何回か寄せられており、製品の実力値は確認できていたが、今回のような詳細に条件を変動させた試験は不可能であるため、精度の高い妥当性確認となったと思われる。
- VOC 簡易測定器としての公的な規格などがなく、試験法について自社の方法が従来だったので、今回の実証試験の試験内容をもとに、測定濃度範囲、応答時間などの改良を進めている。
- 昨年の実証製品では、一部の試験において改善点が見られたので、その点を改善した製品を開発し、今年度も応募した。
- 自社製品を公正な立場で評価いただけるのは非常に価値がある。また、社内では気が付かない点のアドバイスをいただけるのは、製品改良のきっかけとなり有り難い。

② 実証試験結果の販売活動への活用について

多くの申請者が実証試験の実施について自社のウェブサイトに掲載していた*。また、対面等その他の営業活動においても実証試験結果の概要が活用されている。

- ユーザーに製品をPRする際、実証試験結果の概要を説明すれば、自社内での実験データよりも客先の納得を得やすく、営業活動に役立っている。
- 自社ウェブサイトの関連ニュースの欄に、実証試験での結果が出た旨を紹介している。同ページに、ETV VOC 簡易測定技術分野の案内のページへリンクを貼り、自社ウェブサイト閲覧者にも見てもらえるようにしている。
- 自社ウェブサイトの最新情報欄にて実証事業に参加したことを紹介し、製品の有効性の紹介している。
- 営業資料として試験結果概要を持参し、必要に応じて顧客へ提供している（報告書の説明までするケースは少ない）。自社ウェブサイトに、報告書PDFへのリンクを貼り、詳細報告書や概要を見られるようにしている。WEB経由での引き合い先へ、メールで回答するとき、必要に応じて、報告書PDFのサイトのリンクをメール本文に貼り、顧客が見られるようにする。展示会等で製品を展示する時に、ETVで実証した製品であることを表示する。

*以前一部ウェブサイトにおいて、環境技術実証事業実施要領に反するロゴマークの使用が見受けられたが、現在は適正に使用されている。

③ その他

現状の実証試験結果報告書では、ユーザーが機器を選択する上での判断基準（情報）が不十分との意見が得られた。また、ロゴマーク使用方法のガイドラインや、ロゴマーク取得のメリット向上が求められた。

- 環境省または実証機関側で、実証結果報告書から各項目を抜粋した一覧（比較表）を作成することで導入の判断基準ができる（現実証結果の報告書のみでは詳細を読みこんで、内容を比較検討しないと判断できない）。
- 実証試験ロゴマークのシール作成（標記内容、サイズ、背景色等）と効果的な活用の仕方についてご教示願いたい
- 顧客がロゴマーク取得製品を導入するメリットが必要（例えば、製品の数～数十%の補助金制度等あれば簡易測定器の普及へ繋がる）
- 実施要領（方針・指針）で定めるロゴマークの使用方法が厳しく、一部違反が見受けられた。そうでもしないと市場が広がらないことも事実と思えるので、製品がある評価基準を満たしていれば、環境省からの何らかのお墨付きがあってもよいのではないか。

- 自社での妥当性確認には限界がある。ユーザーにとっては、第三者からの評価があると性能に対する信頼性が高まるため、今後も VOC に限らず、技術の性能評価に関して環境省に進めていただきたい。
- ユーザーの環境ニーズにあった簡易測定器選択の一助となるような資料が必要であり、実証側で準備し、公開することが有効と考える。

(2) 実証試験方法について

① 試験方法について

申請技術の特徴に配慮した試験方法の設定がより求められた。また、個別の試験内容においては、低濃度の試験についても要望があった。

- 除害装置の出口濃度、職場内の環境および敷地境界線の VOC 濃度を管理する際には、数 10ppm の濃度測定が必要となるので、低濃度の試験も実施しては如何でしょうか。
- 試験方法としては、前回（平成 21 年度）での方法にて基本的に問題ない。一方、実際の製品使用方法にはバッグでサンプル収集してから測定に供する場合がある。実際の使用方法に近いバッグ法での試験も検討していただければ良い。（全ての試験で実施することは困難のため、スポットとして直接ガスを投入する方法とガスバッグ法の同等性を確認する、等々。）
- 試験方法などの詳細情報の摺り合わせが短時間であったため、試験条件（湿度条件）の把握や逆に製品特有の条件（湿度補正部とガス検出部が分離されていることなど）を明確に説明出来なかった。今後は事前に少し摺り合わせの場もあっても良いのではないか。
- 実証機関にて、ガスクロ又は公定法で分析し、相関を確認しているので、模擬ガスポンペを外注して調達しなくてもよいのではないか（時間とコストをセーブできると考える）。

② 測定（実証）項目、算出方法について

測定（実証）項目、算出方法については、現状の項目で十分であり問題はないとの意見が多数得られた。

- 測定（実証）項目、算出方法等については、前回の試験で実施されている項目で十分であり、問題ないと思います。
- 測定項目、算出方法については特に問題はないと思います。
- 干渉影響について、申請者側で、原理的に、もしくは実験的に影響がないことを確認できていることが担保できれば、ETV にて実施しなくてもよいのではないか。
- 昨年実施された方法で問題ないと思います。

③ その他

同一原理の異なる製品の実証について、実証試験の簡略化可能性が示唆された。
また、技術の対象拡大として検知管が示唆された。

- 測定器メーカー施設で出来ない試験として「事業所における実際の試料測定試験」があり、今回は塗装ブースであったが、その他分野の事業所なども増やし、実現場で使える可能性を示唆できるデータ取りを出来るようにしていけば、同一製品でも繰り返し事業参加しやすくなるのでは。
- 過去に実証申請済みの同一測定原理で新たな製品を申請する場合、いくつかの実証項目は免除されれば、試験にかかる費用も軽減される。
- ハロゲン系 VOC に関しては、単独で使用することもあるため、ユーザーには通常の検知管で測定することを推奨している。このため、必ずしも包括的な VOC 測定器で無くとも、自主管理に役立つ、自主管理に役立つような場合は、技術の範囲として含めることを検討する余地はあるのではないか。

(3) 実証試験に関連する既存データの活用について

① 自社試験を実施する機会について

製品開発時に性能試験を実施しているという意見が多数得られた。

- 開発時に環境測定機関に使用してもらい、結果等を入手する事例もある。また、可能な場合は自社が主体となって、現場試験を行うこともある。製品出荷時には全数検査を実施している。これは標準ガス（高圧容器詰めの標準ガス）を用いた測定試験を実施し、精度が許容幅にはいることを確認している。
- 製品開発時に主に自社施設を利用して性能評価を実施している。
- 製品開発段階、出荷段階において、全数試験（感度と水分影響）を実施している。利用ガスは、標準ガスボンベ（トルエン）。必要に応じ外部の分析機関とガスクロによるクロスチェックを実施。
- 製品開発時には必ず社内で各種試験を実施する。また、製品性能を改良した場合にも必要項目につき試験を行う。その結果については、全てではないが、公表することは可能である。

② 自社試験の結果について実証事業で活用可能か

多くの申請者が自社で試験を実施しているが、必要とする試験条件の統一化など信頼性の確保に向けては課題がある。

- 提携先の企業・団体と共同で実施した試験に関しては、提携先の下承が必要である。 自社での現場試験および検査に関しては、基本的に活用可能である。

- 申請時に提出した技術資料に関連する試験項目データを記載しており、信頼性を認めていただければ、情報提供の一つと考える。製品の改良は日々行っており、また今回の実証試験の試験条件と合ったデータ取得については今後社内でも検討中である。
- 実証試験項目と同様の項目のいくつかについては、自社で測定済みであり、信頼性が認められるなら、実証事業に提供可能なものもある。製品改良したものに関しては、そのタイミングにより、申請する製品の試験結果が存在しない場合もある。
- 各社で試験条件が異なる可能性があるため、あくまでも参考値としての扱いとなるだろう。

③ その他改善方針

試験方法の柔軟性についての要望が得られた。また、申請者として、「現場での実証」を重視しているとの意見が得られた。

- 環境省実証事業自体の認知度を、今後もっと広めていただけてほしい。 環境に関する事業は、単純に「コストがかかるから縮小」としないほうが良い。その上で、事業の重要性・効果を今後より国民に認知してもらうことが必要である。
- 基本は第三者機関での評価を実施していただくことが原則ということに賛成である。その中で基本性能データは測定器メーカーのデータの活用もしていただき、より簡便で実用性があるという実証確認という点で「事業所における試料測定」を積極的に第三者機関中心にしていただき、利用者側も実使用としての利用法や注意点などが把握しやすく、興味がある点ではないだろうか。
- 簡易測定機の原理によっては、ドライエアーをベースガスにすると不利な場合がある。実際の現場では、ドライエアーがベースになるケースはほとんどない。そういう状況を鑑みて、ベースを相対湿度 50%も選択できるように、申請者と事前の意見交換があることが望ましい。

(4) 実証ロゴマークの表示事項について

① ロゴマークのターゲット、使用場面、タイミング

ロゴマークによるターゲットは主に一般ユーザー（VOC 取り扱い事業所）との意見が得られた。一方で、現状ではロゴマークの認知度が低いため、まずは認知度を高めることが優先であるとの意見が得られた。

- 自社製品のユーザー全員をロゴマークのターゲットとして考えている。第三者により試験された製品に対するユーザーの反応は、概して好意的であることが多く、ユーザーのタイプ（事業の種類・規模）に関わらず、ユーザー全員に認知しても

らうことが効果的である。また、取説・ホームページやカタログでの販売促進時に使用したいと考えている。

- ロゴマークを示したい相手は専ら中小規模の事業所である。「環境省」の文字が入ったロゴマークの付いた技術であれば、事業所もかなり積極的に導入を検討してくれると思う。一方で、地方公共団体に対してはほとんど接点がない。地方公共団体のパンフレット等も作成していない。海外へ発信する場合に、日本の「環境省」が実証した試験ということが明確になり判りやすい
- ETVの事業やロゴマーク自体の認知度・知名度が低いようなので、実質ロゴマークを利用しているケースは今までのところ少ない。特にVOC簡易測定器の市場自体がかなりニッチで限定的である。測定器を必要とする顧客は、ETV報告書を参考にするよりは、実際に顧客の目的を達成することが出来るか否かを正しく判断できる基準を求めている。大防法の場合、規制値がppmCで決まっているので、ppmCで結果が得られる測定器以外の簡易測定器の良し悪しを判断するには、デモ機を試用してみないと、導入の判断が難しい場合が多い。一方、排ガス濃度の傾向管理やモニタリング、作業環境管理等の用途であれば、ETVでの評価結果は有効利用できる場合があると考ええる。
- ロゴマークの認知度が低いので、もう少し関係業界に知らしめる方法を取っていただければ、更に重みが増す。
- 『ロゴマークは単独で用いず、「この技術の性能に関する情報は、環境技術実証事業のウェブサイトでも入手することができる。環境技術実証事業の名前やロゴマークの使用は、この技術やその性能に関して、環境省等による保証・認証・認可等を謳うものではない」という旨をロゴマーク近傍に常に記載して下さい。』とあるが、実際にはロゴマークをパンフやポスター等に付けたい場合、上記の記載が必須なのかどうか分からない。これが必須となると、製品などに貼るシールが大きくなり（もしくは文字が非常に小さくなる）、不便である。

② ロゴマークの表示項目

- ロゴマークの表示項目に関するアンケート結果は以下の通り。

表示項目	理由・備考
実証年度（4件）	<ul style="list-style-type: none"> - いつ実証されたかも、重要な情報ですので、すぐにわかった方がよい。 - いつの実証試験というのは大事だと思う。 - 実証番号があることで、何らかの試験を行った印象を与えられる。 - 導入を本格的に検討しているユーザであれば、Web上に詳細な結果が記載されていることの気づきになるのではないかと。
実証番号（3件）	<ul style="list-style-type: none"> - ロゴマークが本当に事業の対象となっているものか（メーカーが不当に表示していないか）を確認する上で、実証番号は重要。 - 事業に参加していなくとも、ロゴマークだけをつけるような悪質な業者を確認するうえで必要。

	- 実証番号があることで、何らかの試験を行った印象を与えられるから。また、導入を本格的に検討しているユーザであれば、Web上に詳細な結果が記載されていることの気づきになるのではないかと。
技術の名称（分野）（2件）	- 「VOC簡易測定技術」分野、もしくは「VOCの簡易測定器」であることの表記がないと、何の実証なのかが不明と思う
第三者実証であることの表記	- 顧客への安心感を与えられる - （下段に不要論あり）
提携国	- 今後の話だと思うが海外へ本事業を発信する場合に、もし提携国（情報紹介ではなく、相互間の実証試験の情報を認知しあう）などが見つかれば、そういった国や地域を記載するのはどうか
実証機関名	- 実証の信頼性を担保できる - （下段に不要論あり）
報告書のリンク	- 導入を本格的に検討しているユーザであれば、Web上に詳細な結果が記載されていることの気づきになり、情報を得ようとする
<p>- 実証番号、環境省ウェブサイトアドレス、実証年度だけで十分ではないか。詳細は実証番号を元に、環境省ウェブサイトから確認してもらうことが一番良いと思う。</p> <p>- 実証結果は細かすぎて書けないのでは。</p> <p>- 目に触れてもらいたい事業者にとって、環境省が実施されていることが大事で、実証機関名、第三者実証名については必要かどうかは不明。</p>	

(5) 来年度の実証メリットについて

① 申請者が重視するメリットについて

ETV製品の官公庁での積極導入に対する要望が最も多く得られた。その他、補助金制度、減税措置、特償制度といった価格補助や、ETV製品の使用推奨や事例の国内外への情報発信に対する要望が多かった。

- 実証製品の横並びの比較表を作成し、公開する。公開データベースを構築する。実証試験結果をデータベースとして公開する。今までの実証技術が横並びで見られるリストを作成し、各実証項目の結果／実証場所／留意点（委員のコメント）等を示す。なお、できれば、実証データと明確に区別する前提で、独自の測定データも載せられるようにする。
- ETV製品を官公庁で積極導入してもらえるような施策が必要。海外諸国に向けて実証事業について発信する。
- ETV製品を官公庁で積極導入し、その事をウェブサイト等で公表すれば、製品に対する印象が良くなり、売り上げ向上に貢献すると思う。
- ETV製品をまずは官公庁で積極導入・海外諸国（特にアジア圏）への実証事業について発信し、かつ興味を示す国とは連携をもっていく。国際標準化（IEC, ISO）に向けて評価基準化・簡易測定器を連続モニタリングするとか多数点測定をするとかの利用法を今以上にガイドラインなどに明文化していく。

- 補助金制度：ETV 製品を導入する企業には、幾らかの補助金を付ける。
- 製品を購入する場合に補助金制度（測定器メーカーもより積極的に開発・販売を行うだろうし、購入側の事業者もより使ってみようという動機にはなる。）
- 実証事業で試験した製品の使用を推奨する。また、VOC 簡易測定技術分野においては、対象技術を用いて得られた自主管理の結果報告時にも、実証事業対象装置による測定結果であることを積極的に公表してもよいようにする。（例：ユーザーが装置を用いた測定結果をウェブサイト等で公表する場合には、実証事業のリンクを張って良い、等）
- 環境省 ETV ウェブページにおいて参加企業名を目のつきやすい位置に表示してもらう。
- 試験データの公開を、一時的なものではなく、いつでも確認できるようにする。たとえば、科学技術振興機構の J-stage 等でデータを公開し、いつでも確認することができれば、顧客も内容を把握しやすくなり、事業の内容がわかりやすくなり、ひいては参加している企業のイメージ向上にも資するのではないかと思う。
- 試験結果が環境省のホームページで公表されているが、もっと積極的に業界団体等に情報提供して欲しい。

② 海外に向けた情報発信について

海外に向けた情報発信は多くの申請者から要望があった。概要冊子の翻訳については、自社ウェブサイトでの掲載や営業資料としての利用を想定していることが窺えた。対象国は、米国の他、アジア諸国が想定されている。翻訳冊子の他に、海外展開に向けて必要なサポートに付いては、JETRO（（独）日本貿易振興機構）のブースで実証事業と実証済製品を紹介して欲しいという要望が多かった。

- 海外では VOC の規制に対する考え方が日本と異なるのではないかと思います。このため、単に英語版を作成するだけでは、海外展開につなげることは難しそうです。海外においても、日本と同様に ppmC の単位で排出規制をおこない、これを測定することで VOC 排出削減を行うような方向に、まずは持って行く必要があると思います。このため、VOC 排出削減に関する国際調和のようなアクションを今後実施するべきではないでしょうか。基本的に大気への VOC 排出は、環境保全の観点からも今後はより規制されるべきだと思います。
- 国内の事業者対策も必要であるが、日本の技術を世界にアピールすることも大事だと思う。
- 現状では不要（1件）。